明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四九）　一

〔告　示〕
○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（内閣府七三～七六）　二
○土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（法務九七）　二
○日本国に帰化を許可する件（同九八）　二
○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件（外務二四三）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二四四）　二
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（財務・農林水産・経済産業一二）　二
○道路に関する件（関東地方整備局二一二、二一三）　一〇

〔国会事項〕　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省、国土交通省）　一〇
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分、社会保険労務士法人懲戒処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一〇
会社その他　一〇

府　令

○内閣府令第四十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十及び第二十一号の十一の規定の適用に係る経過措置） **第二条**　［略］ 2　［略］ 3　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十三項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から平成二十九年八月三十一日までの間は「四百二十兆円」と、同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間は「三百十五兆円」と、同年九月一日から令和元年八月三十一日までの間は「二百十兆円」と、同年九月一日から令和三年八月三十一日までの間は「百五兆円」と、同年九月一日から令和四年八月三十一日までの間は「七兆円」とする。	**附　則** （金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十及び第二十一号の十一の規定の適用に係る経過措置） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ 3　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十三項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から平成二十九年八月三十一日までの間は「四百二十兆円」と、同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間は「三百十五兆円」と、同年九月一日から令和元年八月三十一日までの間は「二百十兆円」と、同年九月一日から令和二年八月三十一日までの間は「百五兆円」と、同年九月一日から令和三年八月三十一日までの間は「七兆円」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。